

または
様式100別添2 ←同一法人内の複数医療機関を集約して報告する場合にのみ使用

病院及び診療所		賃金改善中間報告書 (令和 8 年度分)	
自動転記される		保険医療機関コード	0123456
		保険医療機関名	京都府医師会診療所

I. 提出書類の種類

☒ 賃金改善中間報告書 ← **こちらにチェック**

☐ 賃金改善実績報告書

II. 報告する医療機関種別

☒ 病院及び診療所 ← **こちらにチェック**

☐ 歯科診療所

III. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

令和 8 年 6 月 ~ 令和 8 年 7 月 2 ヶ月

※ 令和8年度診療報酬改定以降のベースアップ評価料等で賃金改善を実施した期間を記載すること。

※ 令和8年度又は令和9年度の6月から翌年5月の1年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月から翌年3月の賃金改善に充当した場合、遡及して賃金改善を実施した期間を記載する。

(1) - 2 (中間報告書のみ) 令和8年度又は令和9年度の6月から算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月からの賃金改善に充当した場合、こちらにチェック ☐

※ 令和8年度又は令和9年度のベースアップ評価料の算定期間開始月と、同月から賃金改善を実施した場合は、チェックは不要です。

(2) ベースアップ評価料算定期間

令和 8 年 6 月 ~ 令和 8 年 7 月 2 ヶ月

改定(6月)以降のベース評価料引上げを見込んで、賃上げを4月から前倒して始めた場合にのみチェック

III-2. (中間報告書のみ) 条例改正等が必要なため8月時点で賃金改善の実績を記載できない場合

(i) 条例の改正が必要である等やむを得ない理由により、遡及して賃金改善を実施するため本報告書に記載する額が実績値ではなく計画値となる場合は、こちらにチェック ☐

(ii) 計画値となる理由 ☐ 条例の改正が必要なため

(理由の詳細: 条例の改正のような、医療機関の責によらないやむを得ない理由)

基本的にはチェックしない
(公立医療機関で賃金改善のために条例改正が必要な場合等のみチェック)

IV-1. ベースアップ評価料等及び看護職員処遇改善評価料による収入の実績額【(2)の期間中】

(※) 賃金改善実施期間に初めて、看護職員処遇改善評価料を算定する医療機関 ☐

(3) 看護職員処遇改善評価料による収入の実績額 円

※ 「収入の実績額」とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。(算定していない場合は0と記載。)

※ 看護職員処遇改善評価料の収入の実績額については、賃金改善実施期間において初めて算定を開始した場合にのみ、収入額を記載すること

(4) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による収入の実績額	65,000 円
(5) 外来・在宅ベースアップ評価料(II)等による収入の実績額	0 円
(6) 入院ベースアップ評価料による収入の実績額	0 円
(7) ベースアップ評価料等による収入の実績額【(4)+(5)+(6)】	65,000 円

(2)の期間中の初診料と再診料の回数を調べて「初診料算定回数×17点」+「再診料算定回数×4点」で計算し、円に直した額を記入

※注5の点数(初診時23点・再診時6点等)を算定している場合であっても、報告書においては初診時17点・再診時4点で計算すること

(今回改定の点数引上げによる賃上げの原資を算出するため)

府医HPに自動計算ツールあり

IV-1-1. ベースアップ評価料等による収入の繰越状況

(8) 前年度からの繰越額(令和8年度分報告時のみ記載) 0 円

「賃金改善中間報告書」においては0と記載しておけばよい

IV-2. ベースアップ評価料等による収入の実績額(令和7年度分)

(9) ベースアップ評価料等による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(7)+(8)】 65,000 円

全体の月額賃金総額に係る事項の(10)～(14)は、職種ごとの月額賃金総額に係る事項(「V-2」～「V-8」)を入力した合計が自動で反映される

【ベースアップ評価料対象職種について】

何%でもよい

V. ベースアップ評価料対象職員(全体)の月額賃金総額に係る事項

(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	3.5	人
(11) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	833,400	円
(12) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	805,400	円
(13) 基本給等総額に係る賃金改善実績額(ベア実績額)(1ヶ月分)【(11) - (12)】	28,000	円
(14) ベア等による賃金増率【(13) ÷ (12)】	3.5	%
(15) 上記(13)以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む。)等の増加分に用いた総額 【賃金改善実施期間(1)の全期間】(該当ない場合は〇と記載)	9,240	円

※(15)はひと月分ではなく、令和8年6、7月分の合計額を記入するので、注意が必要。
法定福利費の増加分について概算の場合、最大16.5%で計算できる。
概算で計算する場合、(13)の値の16.5%の2か月分なので、上の例の場合、
 $28,000 \times 0.165 \times 2 = 9,240$ という計算をしている。
なお、時間外手当等の増加分については、概算の結果に加えて記載する必要がある

職種ごとの月額賃金総額に係る事項(「V-2」～「V-8」)

についての詳細は次ページを参照

V-2. 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の月額賃金総額に係る事項

(16) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	1.5	人
(17) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	448,000	円
(18) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	430,000	円
(19) 基本給等総額に係る賃金改善実績額(ベア実績額)(1ヶ月分)【(17) - (18)】	18,000	円
(20) ベア等による賃金増率【(19) ÷ (18)】	4.2	%
(21) 報告書届出年度の賞与の支給月数	0.00	か月
(22) 前年度の賞与の支給月数	0.00	か月

V-4. 事務職員の基本給等に係る事項

(30) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	2.0	人
(31) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	385,400	円
(32) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	375,400	円
(33) 基本給等総額に係る賃金改善実績額(ベア実績額)(1ヶ月分)【(31) - (32)】	10,000	円
(34) ベア等による賃金増率【(33) ÷ (32)】	2.7	%
(35) 報告書届出年度の賞与の支給月数	0.00	か月
(36) 前年度の賞与の支給月数	0.00	か月

VI. ベースアップ評価料による収入が対象職員へ充当されているか 自動転記されている

(65) ベースアップ評価料による収入の実績額【(9)】	65,000	円
(66) 対象職員全体の賃金改善実績額(賃金改善実施期間分)【(13) × (賃金改善実施期間)】	56,000	円
(67) ベア等以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む。)等の増加分に用いた額【(15)】	9,240	円
(68) 収入の実績額と賃金改善実績額の差分【((66) + (67)) - (65)】	240	円
(69) ベースアップ評価料算定による収入額が対象職員への賃上げに実施されているか	賃金改善額充当済み	

中間報告の時点では、ベースアップ評価料による収入を使い切れなかった場合などは「賃金改善額充当不足」と表示されるが、その場合であっても、提出は可能

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 8 年 8 月 1 日

開設者名： 府医 太郎

最後に日付と開設者名を忘れずに入力して終了

職種ごとの月額賃金総額に係る事項(「V-2」~「V-8」)

(17)令和8年6月における看護職員等の
基本給等を全員分合算した総額を記入

(18)令和8年5月における(17)の看護職員等の
基本給等を全員分合算した総額を記入

V-2. 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の月額賃金総額に係る事項

(16) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	1.5	人
(17) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	458,000	円
(18) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	430,000	円
(19) 基本給等総額に係る賃金改善実績額(ベア実績額)(1ヶ月分)【(17)-(18)】	28,000	円
(20) ベア等による賃金増率【(19)÷(18)】	6.5	%
(21) 報告書届出年度の賞与の支給月数	0.00	か月
(22) 前年度の賞与の支給月数	0.00	か月

何%でもよい

(21)令和8年6月、7月に実際に賞与として
支給された月数を記載する。なければ
「0」でよい。
もし、月数ではなく金額で支給した場合は
「支給された賞与額÷基本給等」で計算
した月数を記載する

(22)令和7年6月~令和8年5月の期間の
賞与の支払い月数を記載する

「V-3」~「V-8」も同様に記入する

なお、対象職員がいない項目においても、入力できる箇所は「0」を記載する。

V-3. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(23) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	0.0	人
(24) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】	0	円
(25) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	0	円
(26) 基本給等総額に係る賃金改善実績額(ベア実績額)(1ヶ月分)【(24)-(25)】		円
(27) ベア等による賃金増率【(26)÷(25)】		%
(28) 報告書届出年度の賞与の支給月数	0.00	か月
(29) 前年度の賞与の支給月数	0.00	か月